

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ロックオン  
代表者名 代表取締役社長 岩田 進  
(コード:3690、東証マザーズ)  
問合せ先 経営企画部長 赤澤 洋樹  
(TEL. 06-4795-7500)

### 訴訟の判決ならびに控訴に関するお知らせ

ビジネスリアート株式会社が大阪地方裁判所において平成 28 年 6 月 27 日付で提起した当社に対する訴訟について、平成 29 年 5 月 11 日、判決の言い渡しがありました。当社は本判決の内容を不服とすることから、直ちに大阪高等裁判所に控訴する方針です。

#### 1. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 平成 29 年 5 月 11 日

#### 2. 訴訟の原告

- (1) 名称 : ビジネスリアート株式会社  
(2) 所在地 : 京都市下京区四条烏丸東入長刀鉾町 20 四条烏丸 FT スクエア  
(3) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 中西 俊之

#### 3. 訴訟の経緯

原告であるビジネスリアート株式会社は、原告が保有する商標権に基づき、当社が商品又はサービスを提供するに当たり、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等の広告に、当社商号である「株式会社ロックオン」や「LOCKON」等を含む 標章（ロゴ）を使用していることが商標権の侵害にあたるとして、差し止めを求めたものです。

#### 4. 判決の要旨

- (1) 当社は、「AD EBiS」等のサービスを提供するに当たり、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等の広告に「株式会社ロックオン」に「L」字型ロゴ又は「Impact On The World」を組み合わせたもの、「LOCKON」等（以下「複合商標等」といいます）の標章を使用してはならない。  
(2) 当社は、インターネット上のホームページ、パンフレット及び看板等から複合商標等に関

する標章を抹消せよ。

(3) 訴訟費用は3分の1をビジネスラリアート株式会社、3分の2を当社の負担とする。

#### 5. 判決と今後の処理に対する当社の考え方

本判決は原告の請求のうち当社商号である「株式会社ロックオン」の使用の差し止め等は棄却する一方で、複合商標等の差し止め等にかかる請求を認めております。当社は、複合商標等について、当社の所有する標章と当社商号を普通に用いられる方法で表示しているものに過ぎず、原告の商標権を何ら侵害していないと考えるため、本判決は大変遺憾です。本判決はこのような商標権の濫用を助長するものと判断しており、直ちに控訴する方針です。

なお、原告は本件訴訟提起後、当社に対し、平成28年11月1日付内容証明郵便にて、商標権侵害に対する損害賠償として3億5387万6400円を請求する旨を通知しております。かかる損害賠償請求は、本件訴訟における請求に含まれておらず、審理の対象にもなっておりません。しかしながら本判決が、当該損害賠償請求の原因を構成する事実の一部を認めるものであることから、適時開示制度の趣旨に鑑み、任意に本開示を行うものです。

#### 6. 連結業績への影響

損害賠償に関しては、今回の判決の範囲に含まれていないため、今期業績予想の変更はございません。また本係争がどのように推移したとしても、当社のビジネスに与える影響は限定的であると考えています。今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上